

育児休業期間に係る賃金証明書

当社においては、育児休業期間中、賃金台帳、出勤簿(タイムカード)を作成しておらず、また、育児休業期間中に関する規定を明記した就業規則及び給与規定もないため、当社の被保険者である下記の者につきまして、育児休業給付金対象期間における休業日数及び賃金支払額を下記のとおり証明いたします。

1 被保険者番号

2 被保険者氏名

3 支給単位期間

① 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

② 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

③ 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 就労の有無 (ア・イのいずれかに○)

ア 就労していない

イ 3の期間内において出勤した又は賃金が発生した

(その1)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

就業日数 日(時間)

賃金支払日 令和 年 月 日

支給金額 円

(その2)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

就業日数 日(時間)

賃金支払日 令和 年 月 日

支給金額 円

(その3)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

就業日数 日(時間)

賃金支払日 令和 年 月 日

支給金額 円

5 職場復帰の有無 (ア~エのいずれかに○)

職場復帰の有無について必ずご確認ください

ア 復帰している (復帰日: 令和 年 月 日・週所定労働時間 20時間以上 20時間未満)

イ 退職している (退職日: 令和 年 月 日)

ウ 復帰していない

エ 次の子に係る産休又は育休を開始 (開始日: 令和 年 月 日)

添付書類等について(支給申請の内容によっては個別に他の確認書類を求める場合があります。)

・アの場合 : 職場復帰をしたことがわかる書類(出勤簿・タイムカードなど)

※労働条件の変更により、週20時間未満で復帰した場合は次の「イの場合」も参照。

・イの場合 : 「雇用保険被保険者資格喪失届」を支給申請と同時、または支給申請より先にご提出ください。

・エの場合 : 休業を開始したことがわかる書類(産休に係る申出書または育児休業申出書など)

上記の記載事実に相違ありません。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

事業所名

所在地

事業主名